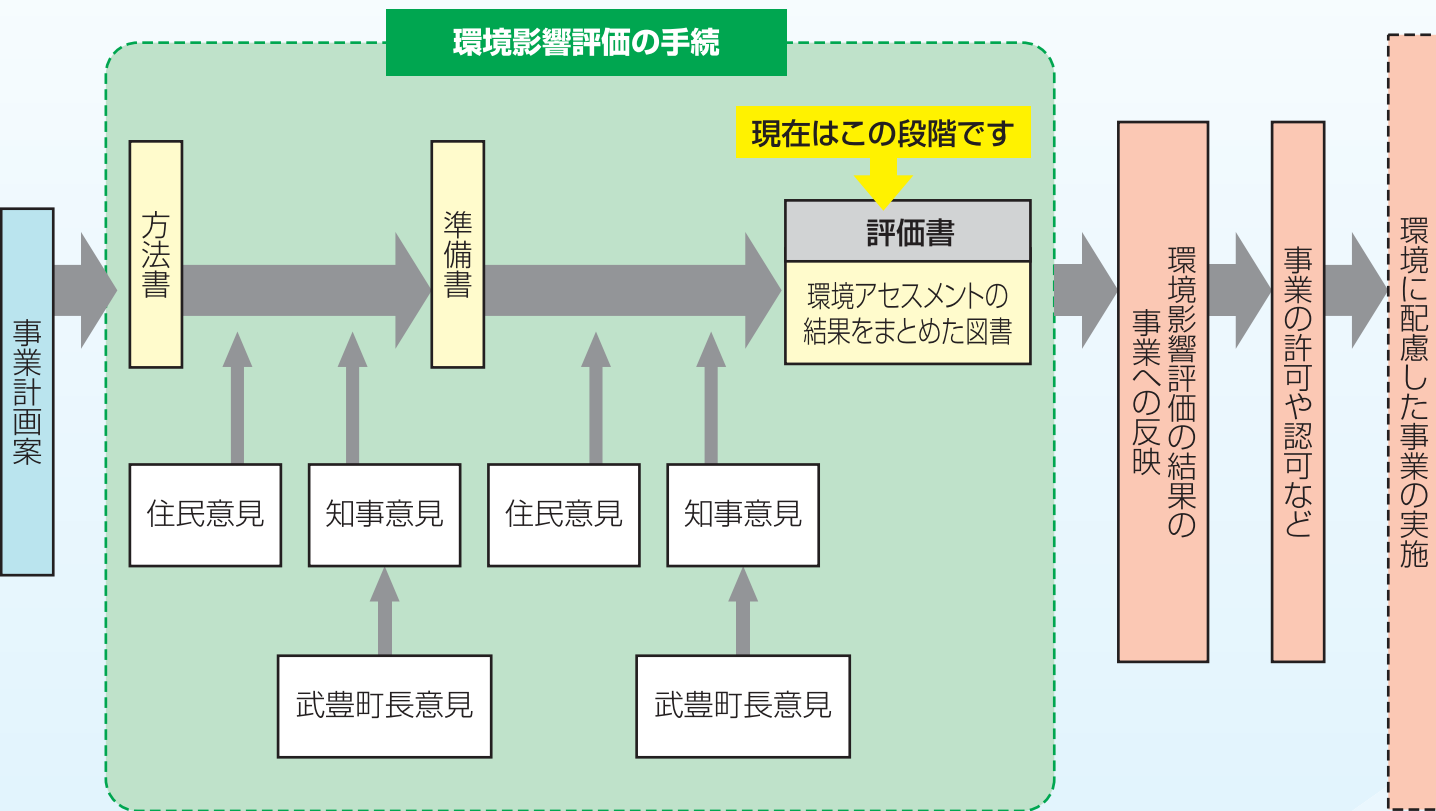


環境影響評価の流れ・評価書の縦覧

環境影響評価の流れ

環境影響評価法における環境影響評価の手続は、以下のように進められます。
評価書に記載した環境影響評価の結果については、事業へ反映し、環境保全に万全を期していきます。



評価書の縦覧について

環境影響評価書を次のとおり縦覧しており、当センターホームページにおいても縦覧期間中公開しています。

縦覧期間	平成19年11月16日(金)から12月17日(月)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)	
縦覧場所 時間	武豊町役場厚生部環境課(武豊町役場1階)	午前8時30分から午後5時15分まで
	武豊町役場富貴支所	午前8時30分から午後5時15分まで
	愛知県環境部資源循環推進課(名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)	午前8時45分から午後5時30分まで
	(財)愛知臨海環境整備センター(知多市新舞子地先)	午前8時30分から午後5時15分まで
	同センター衣浦港詰所(半田市住吉町4-98、愛知県衣浦港工事事務所1階)	午前8時30分から午後5時15分まで
問合せ先	(財)愛知臨海環境整備センター 〒478-0000 知多市新舞子地先 TEL 0562-56-2822 ホームページ http://www.asec.or.jp/	

衣浦港3号地 廃棄物最終処分場整備事業 ～環境影響評価書のあらまし～



財団法人 愛知臨海環境整備センター(以下「当センター」という)は、愛知県から依頼を受けて、武豊町地先の衣浦港3号地に廃棄物最終処分場を設置し、廃棄物の埋立事業を行うことを計画しています。
本冊子は、当該事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価した「衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価書」の概要をとりまとめたものです。

事業の概要

事業者

事業名称 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業
事業者名称 財団法人 愛知臨海環境整備センター
代表者氏名 理事長 室木勝彌
住 所 愛知県知多市緑浜町2番2

[※当センターは、現在、名古屋港南5区(知多市新舞子地先)で廃棄物埋立事業を行っています。]

事業の目的

最終処分場の整備については、事業者や市町村の努力だけでは整備が困難となっています。
愛知県では、新たな最終処分場の確保が困難な状況になっていることなどを踏まえ、公共関与により広域的な最終処分場の整備を行うこととしており、衣浦港3号地への次期処分場の整備が愛知県廃棄物処理計画(平成19年度～23年度)に位置付けられています。
当センターは、愛知県から依頼を受けて、衣浦港3号地において産業廃棄物、一般廃棄物の最終処分場を整備し、環境に配慮した安全で安心できる廃棄物の埋立処分を行います。

廃棄物最終処分場の概要

事業実施区域の場所	○海面埋立部分 愛知県知多郡武豊町字旭1番地及び一号地17番地2の地先公有水面 ○進入道路(※1) 愛知県知多郡武豊町字一号地17番地1及び一号地17番地2
事業実施区域の面積	事業実施区域全体面積(最終処分場等面積) 48.0 ha ○海面埋立部分面積 47.2 ha ・管理型区画(※2) 34.4 ha ・安定型区画 8.4 ha ・護岸、管理施設 4.4 ha ○進入道路面積 0.8 ha
廃棄物等埋立容量	全体容量 564万m ³ (廃棄物量 521万m ³ 、覆土量 43万m ³) ・管理型区画:廃棄物量 452万m ³ 、覆土量 35万m ³ ・安定型区画:廃棄物量 69万m ³ 、覆土量 8万m ³
埋立用材	産業廃棄物、一般廃棄物(焼却残渣)、建設残土等
受入地域	県内全域
廃棄物埋立期間	13年間

(※1) 進入道路は県が整備する事業ですが、廃棄物の搬入道路として専有的に使用することから、環境影響評価上は事業実施区域と同等のものとして取り扱います。
(※2) この部分の面積が30ha以上であり、環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号)別表第1に規定する第1種事業に該当します。

事業実施区域及びその周囲



事業の概要

工事工程計画

工事名		年次 月	1年次												2年次											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
護岸	外周護岸																									
	内護岸																									
	中仕切堤																									
	既設護岸																									
管理施設用地造成																										
管理施設																										
浮桟橋工事																										
進入道路																										

護岸

護岸の配置は右図に示すとおりであり、外周護岸は捨石式傾斜堤、内護岸はケーソン式直立堤により整備します。

安定型区画は外周護岸、内護岸、中仕切堤及び既設護岸によって周囲を囲みます。

管理型区画は、不透水性地層である海底面及び遮水性のある外周護岸と内護岸により、全体を遮水性のある構造で囲み、区画内の保有水等（浸出液）を外部に漏出させません。

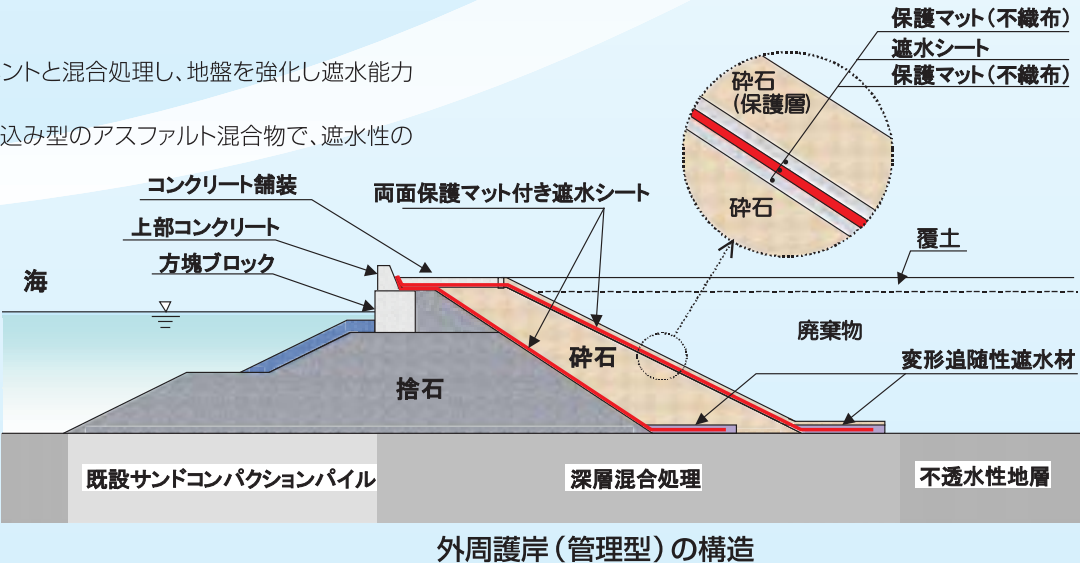


■ 外周護岸

管理型護岸は、護岸法面に遮水シートを二重に敷設することにより遮水性を確保します。遮水シートの下端は、地盤支持力の強化と遮水能力を向上させるための地盤改良（深層混合処理工法^(※1)）を行った海底地盤に変形追随性遮水材^(※2)を用いて固着します。安定型護岸は、管理型護岸のうち遮水シート等の遮水工事部分を除いた構造です。

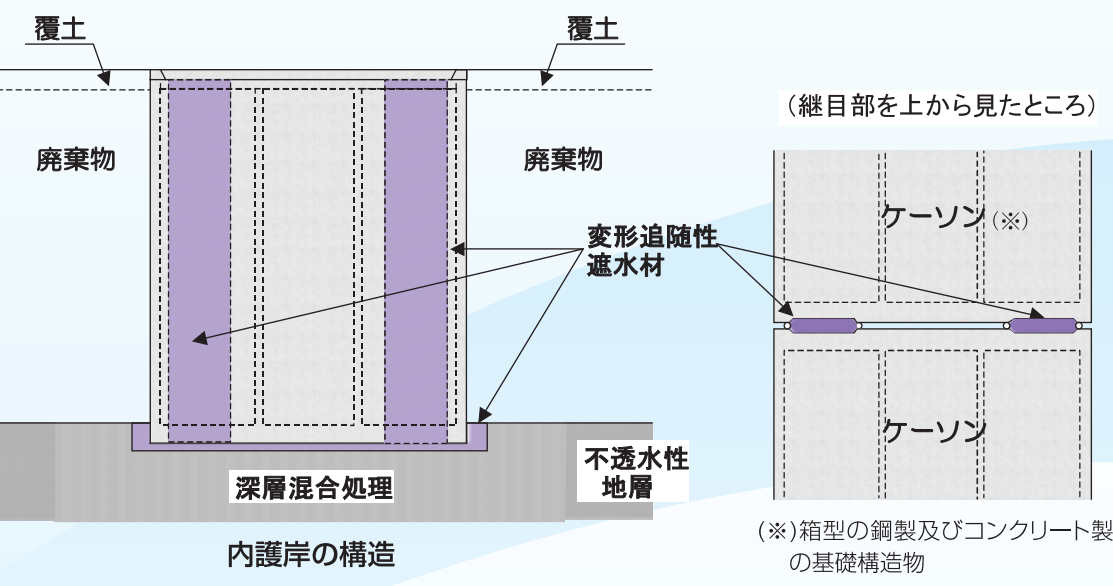
(※1) 海底面の軟弱地盤をセメントと混合処理し、地盤を強化し遮水能力を向上させる工法です。

(※2) 水中工事に利用する流し込み型のアスファルト混合物で、遮水性の高い材料です。



■ 内護岸

内護岸は、水密性を有する鉄筋コンクリートの外壁及び変形追随性遮水材を用いた目地、底面部の遮水構造により遮水性を確保します。また、地盤支持力の強化と遮水能力を向上させるため、地盤を深層混合処理工法により改良します。



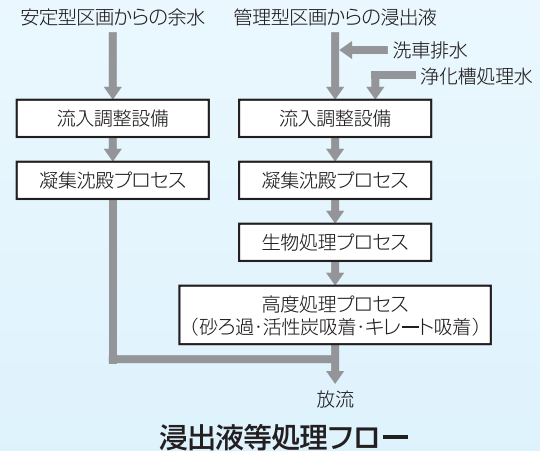
管理施設



廃棄物最終処分場の管理施設には、管理棟、浸出液処理施設、計量施設、洗車施設、機械棟を設置します。また、廃棄物最終処分場外周にはフェンスを設置します。

浸出液処理にあたっては、管理目標値を設定し、浸出液処理施設の適切な運用を図り、排水の管理を徹底します。

なお、計画処理水量は、管理型、安定型を合わせて1,760m³/日です。



進入道路

廃棄物最終処分場と臨港道路を結ぶ進入道路を愛知県が整備します。進入道路はアスファルト舗装の平面構造とし、幅員14m（片側一車線）、延長約600mです。

事業の概要

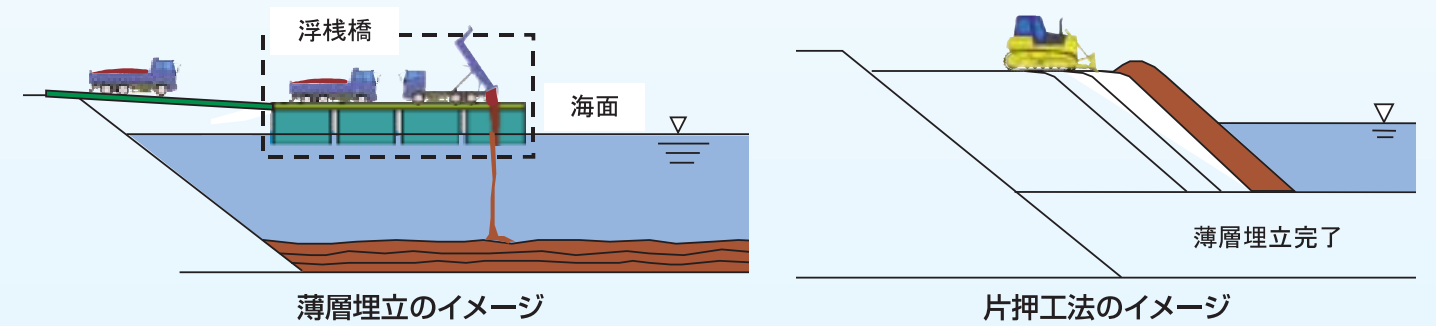
廃棄物の埋立期間

工事終了後(3年次)から13年間埋立処分を行います。

廃棄物の埋立工法

埋立地の地盤であるシルト質粘土層の遮水性能の低下を防ぐとともに、埋立作業の安全性を確保するため、埋立当初は浮棧橋からの薄層埋立^(※)で施工し、その後は、片押工法により施工します。

(※)薄層埋立は、所定の地盤高さになるまで何層かに分けて薄く広く廃棄物を投入していく工法です。



受入廃棄物の種類及び量

区 分		種 類	量
産業廃棄物	安定型廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	約670万t (13年間)
		がれき類	
		廃プラスチック類	
		金属くず	
		ゴムくず	
	管理型廃棄物	汚泥(有機性汚泥を除く)	
		鉱さい	
		ダスト類(ばいじん)	
		燃え殻	
		第13号廃棄物 ^(※)	
一般廃棄物		焼却残渣	

(※) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に規定する廃棄物で、埋立処分するために中間処理したもの

廃棄物の受入にあたっては、これまで名古屋港南5区で行ってきた廃棄物埋立事業において、以下のような環境配慮を行っており、その内容を継続することにより環境影響を回避・低減していきます。

- ①受入基準を定め、有害なもの、危険なもの、腐敗性のものなど、環境保全上支障のあるものは受け入れません。
- ②強風時における廃棄物の受入制限を行います。
- ③ISO14001による受入管理などの環境管理を実践します。

工事用車両等、廃棄物運搬車両等の運行

工事用資材の大部分を占める護岸工事用資材は、船舶を用いた海上輸送を基本とします。
陸上搬入に用いる工事用車両等は、工事工程計画から1日あたり最大で約60台(往復で約120台)とします。
また、廃棄物・覆土材運搬用車両は、埋立計画から1日あたり最大で約300台(往復で約600台)とします。



工事用車両等及び廃棄物・覆土材運搬車両の運行経路